

# 栗原市農作物有害獣被害防護設備設置事業のお知らせ

## ◆概要等

ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマによる農作物の被害を防止するため、新たに防護柵等を購入し、設置した場合に補助金を交付します。



## ◆対象者

市内に居住し、市内にある水田、畑等において農林水産物を生産する個人で、新たに防護柵等を設置した方です。

## ◆対象経費等

- ・ 資材等購入経費の2分の1以内の額（上限5万円。千円未満切り捨て）となります。
- ・ 対象となる資材は、電気柵、防護柵、シート、金網、ネット、音・光発生器等
  - \* 令和8年4月1日以降に購入、設置した資材等が対象となります。
  - \* 爆竹、忌避剤等の消耗品は、対象となりません。
  - \* 資材購入の際の送料、設置に係る取付費用は、対象となりません。

## ◆申請方法

事前に林業畜産課または各総合支所市民サービス課の窓口で相談のうえ、資材等を購入・設置し、申請書に領収書の写し、設置状況のわかる写真を添付し申請してください。

## ◆申請の受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年12月28日（月）まで

## ◆その他

本事業はみやぎ環境交付金を活用して実施しています。

お問い合わせ先  
栗原市 産業経済部 林業畜産課  
電話：0228-22-1136